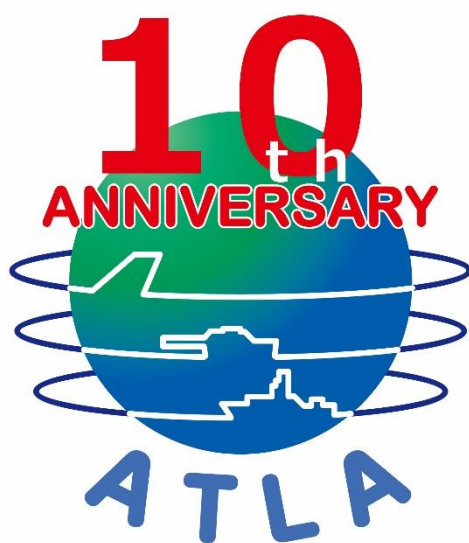


中央調達の概略

令和 7 年度 版



令和 8 年 3 月
防衛 装 備 庁

目 次

第1章 組織及び沿革	1
1 組織及び沿革	1
2 組織図	5
第2章 装備品等の調達業務とその特色	6
1 所掌事務の概要	6
2 過去3年間における主な取組	8
(1) 早期調達	8
(2) QCD評価	8
(3) コスト変動調整率	8
第3章 調達業務の運営	9
1 概要	9
2 管理業務	12
(1) 資格審査	12
(2) 調達要求の受理と検討	12
(3) 製造設備等の認定	12
(4) 承認用図面等の審査	13
(5) 認証制度	13
第4章 契約	14
1 契約制度	14
2 契約方式	14
(1) 一般競争契約	14
(2) 指名競争契約	14
(3) 随意契約	14
3 契約方法	15
(1) 確定契約	15
(2) 準確定契約	15
(3) 概算契約	15
4 契約の種類	15
(1) 売買契約	15
(2) 製造請負契約	15
(3) 役務請負契約	15
(4) 試作研究請負契約	16
(5) 賃貸借契約	16
5 中央調達に係る契約の特色	16
6 中央調達に係るその他の施策	16
(1) FMS調達	16
(2) 特定調達契約	17
(3) 中小企業者の受注機会の確保	17

第5章 原価計算	18
1 予定価格	18
(1) 予定価格	18
(2) 予定価格の算定	19
2 原価資料調査	21
(1) 価格調査	21
(2) 経費率調査	21
(3) 原価調査	21
(4) 資料調査	21
3 原価監査	21
4 制度調査及び輸入調達調査	22
(1) 制度調査	22
(2) 輸入調達調査	23
第6章 監督・検査	24
1 監督・検査の意義	24
(1) 完成検査	24
(2) 受領検査	24
2 監督・完成検査の方式	25
(1) 直接監督・完成検査方式	25
(2) 品質証拠監督・完成検査方式	25
(3) 資料監督・完成検査方式	25
3 監督・検査の実施	25
(1) 一般装備品及び船舶等	26
(2) 航空機等	26
(3) 誘導武器等	27
(4) FMS物品	27
第7章 装備品等の製造・修理企業の保全に係る業務	28
1 秘密保全	28
2 情報セキュリティ	28
第8章 資料編（中央調達の令和6年度分実績）	29
1 契約方式別契約実績	29
2 予定価格算定方式別契約実績	29
3 要求機関別調達実績	30
4 物別官室別調達実績	31
5 主要調達品目	32
6 契約相手方別契約高順位（上位20社）	33
7 防衛装備庁中央調達実績	35
8 防衛装備庁及び地方防衛局所在地一覧	36
9 地方防衛局の管轄区域	38

凡 例

1 この冊子は、中央調達業務及び組織の概要、装備品等及び役務の中央調達に係る令和6年度の調達実績について記述したものです。

2 記述中の略語は、次のとおりです。

大臣 官：防衛大臣

長 官：防衛装備庁長官

大臣官房長等：大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長、防衛装備庁長官

大臣官房等：大臣官房、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁

内部部局等：内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁

内部部局：本省内部部局

幕僚：統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部

防衛大学：防衛大学校

防衛医科大学：防衛医科大学校

防衛研究所：防衛研究所

統幕：統合幕僚監部

旧統幕：旧統合幕僚会議

陸幕：陸上幕僚監部

海幕：海上幕僚監部

空幕：航空幕僚監部

情報本部：情報本部

旧技術本部：旧技術研究本部

旧調達本部：旧調達実施本部

監本部：防衛監察本部

地方防衛局：地方防衛局

3 記述中、概算金額で表した金額は、原則として、単位以下1位未満の数字を四捨五入したものです。

第1章 組織及び沿革

1 組織及び沿革

防衛装備庁（以下「装備庁」という。）の前身の一つである調達実施本部は、昭和29年7月、防衛庁（当時。以下同じ。）の発足とともに、その附属機関の一つとして、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務で主要なものの調達を一元的に実施する中央調達機関として創設されました。

その後、組織・機構は、防衛力の整備・充実に伴う調達業務の複雑化、業務量の増大等に対応して充実・強化を図るため、加えて、昭和43年度以降は定員削減に対処して業務の合理化を推進するため、幾度かの改編を重ね、昭和59年には、「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の改正に伴い、防衛庁の特別の機関²の一つとして位置付けられました。

平成13年1月、中央省庁等改革に合わせ調達実施本部は廃止され、契約部門については防衛庁の特別の機関として新設された契約本部に、原価計算部門については防衛庁本庁の内部部局（管理局原価計算部）に、それぞれ引き継がれました。

平成18年7月には、ライフサイクルを見据えた調達を行うため、契約本部の契約及び品質管理機能と管理局原価計算部の原価計算機能などを統合・再構築して、新たな中央調達機関として装備本部が設置されました。

平成19年9月には、防衛施設庁（当時）を解体、防衛省に統合し、新たな時代の要請に応えた政策立案を行うための体制を構築する一環として、装備本部も改編されることとなりました。装備本部は、装備施設本部と名称を変更し、所掌事務には、従来からの装備品等及び役務の調達のほかに、建設工事等の実施に関すること等の事務が追加されました。装備本部の支部・事務所は廃止され、支部

¹ 附属機関：「防衛庁設置法」（昭和29年法律第164号）に基づいて、防衛本庁に置かれる附属機関として、防衛研修所、防衛大学校、防衛庁技術研究所、防衛庁建設本部、防衛庁調達実施本部が規定されました。

² 特別の機関：「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）の改正により、旧調本は、陸幕、海幕、空幕、旧統幕及び旧技本とともに、防衛庁設置法上、防衛本庁に置かれる特別の機関として規定されました。

等で実施していた監督・検査等の事務は、施設行政のみならず、地方における防衛行政全般についての拠点としての機能を担う組織として新設された地方防衛局の調達部、支局、事務所で実施することになりました。

平成27年10月には、防衛省の外局として、装備品等の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力等を行うため、装備庁が新設され、これに伴い、装備施設本部は廃止されました（装備施設本部で所掌していた建設工事等の実施に関する事等の事務は、防衛省本省の内部部局に移管されました）。

組織等の変遷は、次頁年表のとおりです。

組織等の主な変遷

昭和 29 年 7 月	江東区越中島において調達実施本部発足
昭和 31 年 3 月	霞ヶ関庁舎に移転
昭和 35 年 1 月	檜町庁舎に移転
昭和 47 年 5 月	本部組織改編（調達管理部門を 5 課に再編・合理化）
昭和 55 年 6 月	輸入課を廃止し、輸入第 1 課（一般輸入）、輸入第 2 課（FMS）を設置
平成 3 年 5 月	本部組織改編（契約・原価計算部門を 5 課体制とし、試作調達課、輸入第 1 課を廃止、契約第 5 課、原価計算第 5 課を新設、輸入第 2 課を輸入課に改称）
平成 9 年 7 月	本部組織改編（契約業務を総括する機能を調整課から分離し契約管理課を新設、調達管理第 5 課を廃止し、誘導武器の調達管理業務を調達管理第 4 課に、仕様書の作成等業務を調整課に移管）
平成 11 年 5 月	副本部長担当部務の変更（原価計算及び契約の両部門をそれぞれ別の副本部長が担当）
平成 12 年 5 月	市ヶ谷新庁舎に移転
平成 13 年 1 月	調達実施本部を廃止し、契約本部を新設（原価計算部門は管理局原価計算部へ移管）
平成 18 年 7 月	契約本部を廃止し、装備本部を新設（原価計算部の原価計算機能と契約本部の契約及び品質管理機能を統合・再構築）
平成 19 年 9 月	装備本部の名称及び所掌事務を変更し、装備施設本部を設置（防衛施設庁を解体。建設部門等を統合し、施設計画課及び技術調査官を設置）
平成 21 年 4 月	輸入課を廃止し、輸入調達課を設置（一般輸入調達事務を一元的に所掌し、有償援助調達も含め輸入調達事務の専担部署を新設）
平成 22 年 4 月	管理部門組織改編（調達に関する企画及び立案並びに調整機能を強化するため企画調整課を廃止し、調達企画課を新設。統一的なコスト管理を強化するため原価管理課を改編。企業に対するコスト低減及び品質の向上を促進するため品質管理課を廃止し、企業調査課を新設）
平成 27 年 10 月	装備施設本部を廃止し、防衛装備庁を新設（建設部門は整備計画局へ移管）
平成 31 年 4 月	調達企画課に有償援助調達管理室を新設
令和 4 年 6 月	通信電気調達官を廃止し、電子音響調達官付通信電気室を新設 電子音響調達官付誘導武器室を艦船調達官付誘導武器室へ移管
令和 6 年 4 月	企業調査官を廃止し、調達企画課品質管理企画室及び原価管理官付企業調

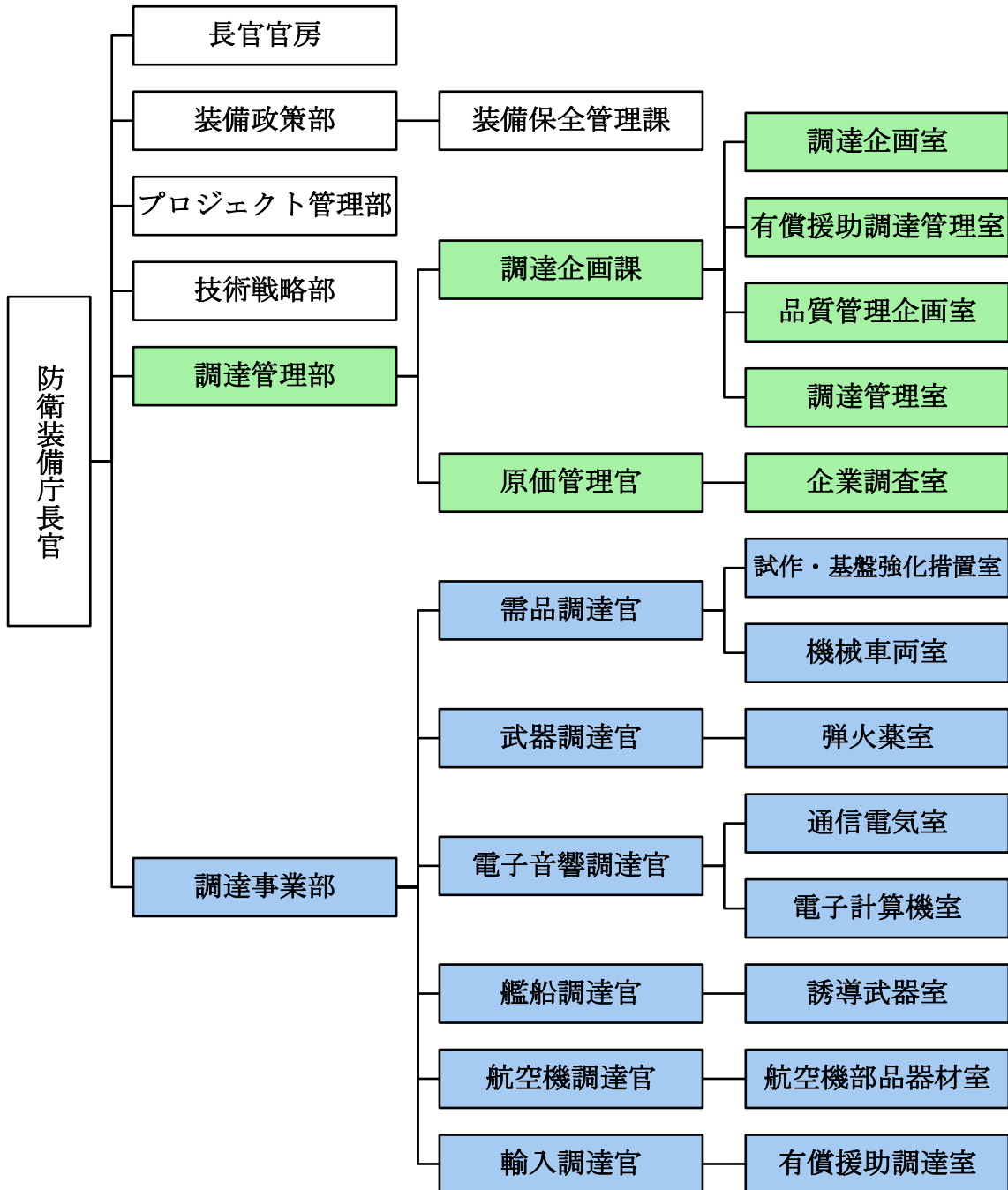
査室を新設

航空機調達官付回転翼室を廃止し、需品調達官付試作・基盤強化措置室を
新設（同室では試作品調達及び特定取組調達を一元的に所掌）

令和 7年4月 調達企画課に調達管理室を新設

2 組織図

(令和7年4月現在)



※着色部は中央調達関係部署を示す。

第2章 装備品等の調達業務とその特色

1 所掌事務の概要

装備庁においては、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等（火器、誘導武器、電気通信、船舶、航空機、車両、機械、弾火薬類、食糧、燃料、繊維及びその他の需品）及び役務³で大臣の定める主要なもの⁴の調達を一元的に実施しており、これを中央調達と呼んでいます。

一方、調達要求元である大臣官房等においても、大臣が中央調達品目としていないものは大臣官房長等が自ら調達し、また、中央調達とされる品目であっても、①1件250万円以下のものを調達する場合、②特に緊急の必要がある場合、③特別の事由があり大臣の承認を受けた場合には、特例として、大臣官房長等が自ら調達を行うことができることとされています。これらを装備庁が行う中央調達に対し、地方調達と呼んでいます。

中央調達の実務において、原価計算、契約、監督・検査から支払に至るまでの一連の業務を適正・的確に処理するためには、高度に専門的であるとともに広い視野に立って均衡のとれた判断ができる知識、経験及び能力が要求されます。そのため、調達の実施に当たっては、広く各種の調査、資料収集等を行い、かつ、蓄積されたノウハウを駆使して、適正な業者選定、価格の算定等に努めるとともに、大臣官房等と緊密な連携をとり、調達内容の整合、予算整理等全体的な総合調整を行って的確に事務を処理しているところです。

³ 役務：修理、輸送等をいいます。

⁴ 大臣の定める主要なもの：装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条において規定している装備品等及び役務をいいます。

中央調達関係部署及び所掌事務の概要

組 織	課 (官) 室 等	所 掌 事 務 の 概 要	
長 官 官 房	会 計 官	経費及び収入の予算及び会計、経費及び収入の決算の作成、行政財産及び物品の管理	
	監 察 監 査 ・ 評 価 官	職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察、経費及び収入の決算及び会計の監査、装備品等及び役務の調達に関する審査、装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する業務の監査、政策の評価、防衛調達審議会の庶務	
調 達 管 理 部	調 達 企 画 課	調達管理部の所掌事務に関する総合調整、装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案、調達に係る入札及び契約の適正化、調達に関する業務の総括、調達に関する業務に伴う苦情の処理、国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るもの	
	原 価 管 理 官	装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案、調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括、調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定、調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査、調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査、調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査	
防 衛 装 備 庁	需 品 調 達 官 試 作 ・ 基 盤 強 化 措 置 室 機 械 車 両 室	装備品等及び役務に関する業態調査、契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結、契約の履行の促進、契約に伴う証明、調達に関する仕様書の作成、調達に関する仕様書の検討、調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理、調達に関する業務の連絡調整、地方防衛局が行う検査等の総括、検査の実施、調達品の品質試験	
調 達 事 業 部	武 器 調 達 官 弾 火 薬 室	(所掌品目) 需 品 調 達 官：食糧その他の需品（繊維製品、燃料、衛生器材等）、輸送の役務 試作・基盤強化措置室：装備品等の試作品、防衛生産基盤強化法に基づく特定取組 機 械 車 両 室：施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両、航海器材、港用品、掃海器材、舟艇器材 武 器 調 達 官：火器、化学器材、装甲車両 弾 火 薬 室：弾火薬類	
	電 子 音 響 調 達 官 通 信 電 気 室 電 子 計 算 機 室	電子音響調達官：電波器材、磁気器材、音響器材 通 信 電 気 室：通信器材、電気器材 電 子 計 算 機 室：電子計算機（情報システム、ソフトウェア、調査委託等）	
	艦 船 調 達 官 誘 導 武 器 室	艦 船 調 達 官：船舶、船舶用機関 誘 導 武 器 室：誘導武器、魚雷	
	航 空 機 調 達 官 航 空 機 部 品 器 材 室	航 空 機 調 達 官：航空機（エンジン等を含む） 航 空 機 部 品 器 材 室：航空機用機器（航空機用部品、整備用又は訓練用器材等）	
	輸 入 調 達 官 有 償 援 助 調 達 室	輸 入 調 達 官：装備品等及び役務の外国からの調達 有 償 援 助 調 達 室：有償援助調達	
	地方防衛局		装備品等及び役務の調達に係る原価監査、監督・検査等に関する事務

2 過去3年間における主な取組

(1) 早期調達等

装備品等の調達にあたっては、企業のリードタイム確保の観点から、契約年度当初等における早期調達に取り組んでいます。

具体的には、以下の取組を実施しています。

- ・防衛関連の企業団体に対し、見積資料の早期提出に関して協力依頼を実施
- ・企業の負担軽減・作成期間短縮のために見積資料のペーパーレス化を推進
- ・企業が契約に関する作業を早期に実施できるよう、年度当初の早期にその年度に調達を予定している案件の一覧表（予定品目表）を公表

(2) QCD評価

防衛省では、企業の価格低減インセンティブが働くよう、コスト低減活動等の企業努力に報いるための取組であるQCD評価を令和5年度より導入しています。具体的には、装備品の製造等に関し、企業における品質管理（Q）、コスト管理（C）、納期管理（D）の生産管理に係る努力を評価し、その評価を利益率に反映して、利益率5～10%の幅で設定する仕組みを導入しています。

また、企業における評価結果の納得感の醸成に資する改善を取り入れながら、制度のよりよい運用に努めています。

(3) コスト変動調整率

防衛生産・技術基盤の維持・強化のための防衛事業における適正な利益の確保に係る措置について（防装庁（事）第649号。令和4年12月23日）に基づき、企業の適正な利益を確保するために設けられた制度であり、具体的には、生産期間中におけるコスト変動を考慮し、企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇リスクを吸収するため、各契約の予定価格算定時に総原価にコスト変動調整率を乗じることとして運用しています。

この調整率については、企業物価指数の過去10年平均値や、政府の物価安定目標といった指標を踏まえ、現在、契約の予算年限に応じて1%から5%とし、原価計算方式で計算する場合に適用しています。

第3章 調達業務の運営

1 概要

中央調達に係る調達業務は、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」（昭和49年防衛庁訓令第4号）に基づいて行われるもので、大臣官房長等の調達要求を受けて、業態調査、原価調査、予定価格の算定、契約の締結、原価監査、監督・検査及び支払並びにこれらに付随する業務を行うことを内容としています。

国の支出の原因となる契約は、「会計法」（昭和22年法律第35号）に基づき、支出負担行為担当官等によって行われています。装備庁においては、支出負担行為担当官に長官が充てられています。しかし、業務量が非常に多いことから、分任支出負担行為担当官を設置して、予定金額が1件につき200億円以上の有償援助調達及び200億円未満であって、予定単価が2億円以上又は予定金額が1件につき10億円以上の支出負担行為⁵については調達事業部長に、予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為については、調達総括官1人、総括装備調達官2人の計3人に分掌させています。

また、中央調達では特に支出負担行為認証官⁶を置き、予算執行の適正を期しています。支出負担行為認証官には、監察監査・評価官が充てられています。

契約の適正を期するため、契約の方式、選定しようとする相手方と選定理由その他の事項についての長官の諮問機関として、装備庁に指名随契審査会⁷が置かれています。

⁵ 支出負担行為：予算（歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為）に基づいて行う国の支出の原因となる契約その他の行為をいいます。

⁶ 支出負担行為認証官：支出負担行為について、認証（契約書等の審査）を行う官職をいいます。

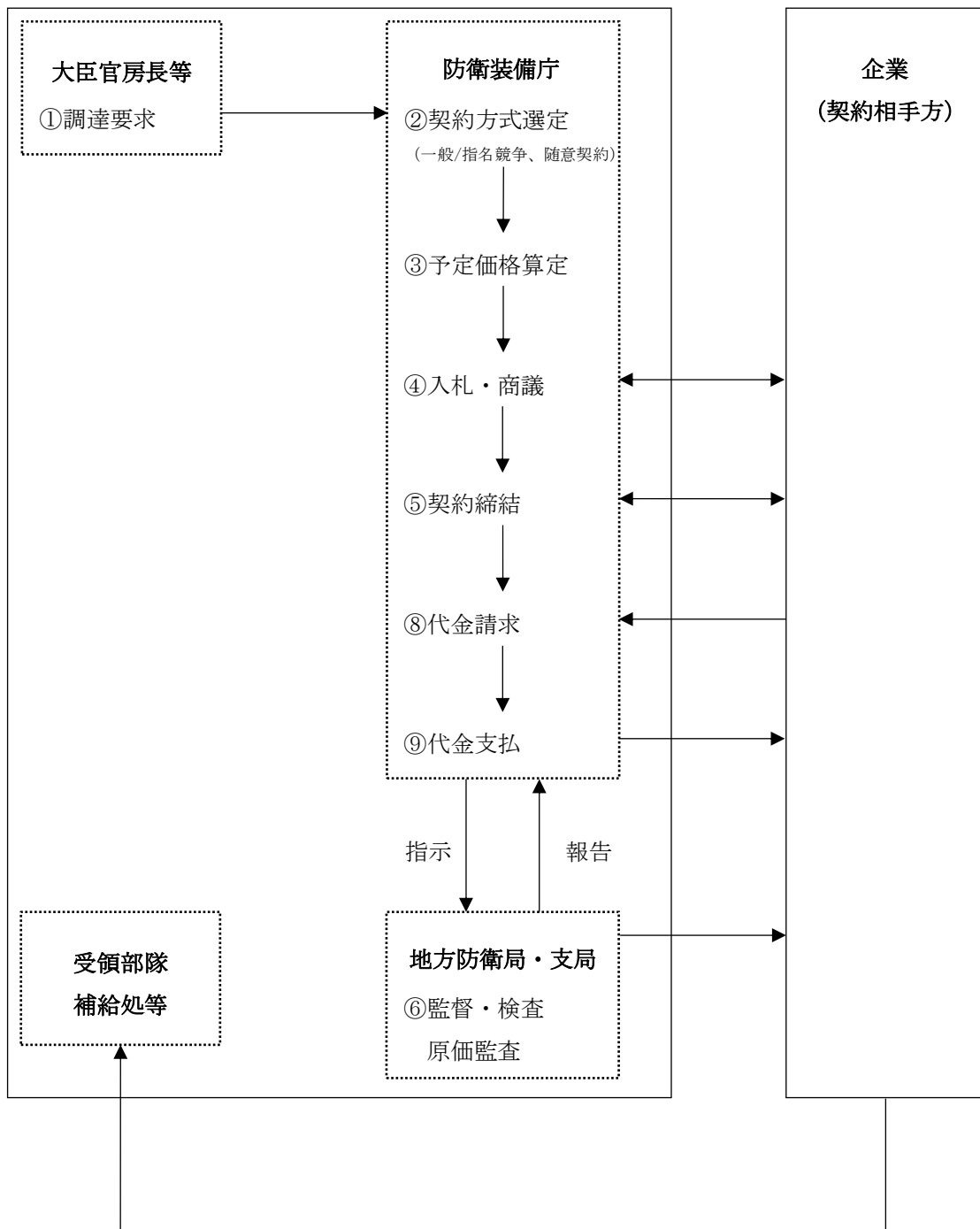
⁷ 指名随契審査会：装備庁の調達管理部長を会長とし、装備庁及び関係機関の職員を委員として構成され、指名競争契約又は随意契約により装備品等又は役務の調達を行う場合に、契約の方式、選定しようとする相手方と選定理由その他の事項について審議し、長官に答申することを任務としています。

装備庁における装備品等の調達に係る主な会計機関は、それぞれ次表のとおりです。

会計機関	指定官職	所掌事務の範囲
支出負担行為担当官	防衛装備庁長官	予定金額が200億円以上（有償援助調達を除く）の支出負担行為事務
分任支出負担行為担当官	調達事業部長	予定金額が1件につき200億円以上の有償援助調達及び200億円未満であって、予定単価が2億円以上又は予定金額が1件につき10億円以上の支出負担行為に関する事務
	調達総括官	需品調達官及び武器調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
	総括装備調達官 （電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に属するものに限る）	電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
	総括装備調達官 （航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る）	航空機調達官及び輸入調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
支出負担行為認証官	監察監査・評価官	支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の行う支出負担行為の認証事務
官署支出官 ⁸	会計官	歳出予算の支出の決定事務

⁸ 官署支出官：支出の決定を行う官職をいいます。なお、支出の決定に基づく小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書⁸の交付は、財務省会計センターのセンター支出官が一括して行っています。

中央調達業務の運営は、次のような要領で行われます。



⑦装備品納入

2 管理業務

(1) 資格審査

国が契約を締結する場合には、一般競争契約、指名競争契約又は随意契約のいずれかの方式によることとなりますが、競争契約によるときには、一定の資格を有する者の中から契約の相手方を選定しなければなりません。この資格は、物品の製造、物品の購入等の区分ごとに級別に格付けされたものであり、相手方は、その資格に応じた契約の入札に参加できることとされています。

装備庁においては、「防衛省所管契約事務取扱細則」（平成18年防衛庁訓令第108号）に基づいて3年に1回定期（定期審査を実施する年度の1月初めから同月末まで）又は随時に、入札に参加しようとする者からの申請を受け付け、資格審査を行います。審査結果は全省庁統一資格事務処理センターで取りまとめられ、全省庁統一資格として、有資格者名簿が作成されます。

(2) 調達要求の受理と検討

中央調達に係る調達業務は、大臣官房長等から調達要求書、仕様書等の送付を受けることによって、その業務が開始されます。これらの調達関係書類は、大臣の定める支出負担行為計画示達内訳額の範囲内で作成され、調達要求書には、品名、数量、金額、仕様区分、納期、納地等が記載されています。

装備庁では、前記の調達関係書類の送付を受けた場合には、その記載内容について検討し、調達を実施する上で、①要求金額が低すぎる場合、②要求納期が短すぎる場合、③仕様書等の内容が実情に添わない場合等には、その変更について大臣官房長等と協議することとなっています。

(3) 製造設備等の認定

装備庁においては、「装備品等の製造設備等の認定に関する訓令」（昭和50年防衛庁訓令第44号）に基づき、防衛省において調達する装備品等⁹のうち、あらかじめ大臣が指定するもの（指定品目）の製造者の申請を受けて、

⁹ 装備品等：防衛省設置法第4条第13号に規定する装備品等並びにその一部を構成する材料、部品及び半製品をいいます。

その製造設備、検査設備、材料、部品、半製品、工程、製造方法、検査方法、品質管理方法等（製造設備等）及び当該製造設備等により製造される装備品等について検査を行い、当該製造設備等が防衛省仕様書等¹⁰に適合する品質の装備品等を継続して製造する能力を備えていると認められる場合に、そのことを認定します。この制度は、装備品等の品質の継続的な確保を図るとともに、調達業務の合理化を図るものです。

認定された製造設備等については、その後の条件の変化等に応じて、確認検査、改善勧告、認定の取消し等の措置がとられることがあります。

なお、認定の可否、確認検査の必要性の有無、認定の取消し等について審議する長官の諮問機関として、認定審査会¹¹が置かれています。

（４）承認用図面等の審査

契約相手方が仕様書に基づき、装備品等の製造に先立って製造に必要な図面又は見本を作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を受けることとなっている場合には、大臣官房長等調達要求元と協議の上、仕様書の定めるところと矛盾しないことなどを照合確認し、承認することとしています。

（５）認証制度

支出負担行為認証官は、予算執行の適正を期するために支出負担行為担当官等から送付を受けた契約書等の書類の内容について、法令又は予算に違反することがないか、予算の範囲内であるかなどの審査を行い、認証すべきものと認めた場合には、契約書等に認証する旨の表示をすることになっています。中央調達では、この認証行為を経て、契約が締結されるものであり、予算執行上の大きな特色となっています。

¹⁰ 防衛省仕様書等：防衛省仕様書、防衛省規格、アメリカ合衆国政府が制定する仕様書及びアメリカ合衆国軍隊が制定する仕様書をいいます。

¹¹ 認定審査会：長官の諮問機関として装備庁に設置され、装備庁の調達管理部長を議長とし、装備庁及び各幕の関係課長等を委員として組織され、認定の可否、確認検査の必要性の有無、認定の取消し等を審議して、その結果を長官に答申することを任務としています。

第4章 契約

1 契約制度

契約制度については、契約の相手方を選定する方式である契約方式、代金を確定する方法である契約方法及び調達目的に応じた契約の種類があり、装備庁では、それぞれ次のとおり区分しています。

項目	契約方式	契約方法	契約の種類
区分	ア 一般競争契約 イ 指名競争契約 ウ 随意契約	ア 確定契約 イ 準確定契約 ウ 概算契約	ア 売買契約 イ 製造請負契約 ウ 役務請負契約 エ 試作研究請負契約 オ 賃貸借契約 等

2 契約方式

契約方式には、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3方式があり、その内容は次のとおりです。

(1) 一般競争契約

契約の内容、入札条件等を広く一般に公告して一定の資格のある不特定多数の者の中から、競争入札により落札した相手方と契約する方式をいいます。

(2) 指名競争契約

防衛省が定めた条件を満たした者を指名し、契約内容、入札条件等を通知して、この範囲の中で競争入札により落札した相手方と契約する方式をいいます。

(3) 随意契約

他に契約できる者がいない等、一定の条件の下で競争入札の方法によらず、任意に特定した相手方と契約する方式をいいます。

国の契約は、広く門戸を開放して多数の者の参加を得て、公正な競争を行って、適正な調達を実施する必要があることから、一般競争契約を原則としています。

3 契約方法

契約金額は、本来、契約締結時に確定されていることが原則ですが、契約の内容によっては必ずしも契約当初に確定することができない場合又は不適當な場合があるため、契約方法を次のように区分して運用しています。

(1) 確定契約

契約金額をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定している契約をいい、一般確定契約のほか超過利益返納条項付契約があります。

(2) 準確定契約

代金の金額をあらかじめ定める基準に従い、契約金額の範囲内で確定する契約をいい、中途確定条項付契約、履行後確定条項付契約及び特定費目の代金の確定に関する特約条項付契約等があります。

(3) 概算契約

前二者の契約方法によることが適當ではないと認められる場合に、代金の金額を後日、あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約をいい、主なものには特定費目の代金の実費精算条項付契約及び暫定的な経費率適用条項付契約があります。

4 契約の種類

契約には、その目的に応じて売買契約、請負契約等の種類がありますが、主な契約の種類は、次のとおりです。

(1) 売買契約

契約相手方が、契約物品の所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(2) 製造請負契約

契約相手方が、専ら又は主として自己の材料を用いて契約物品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(3) 役務請負契約

契約相手方が、国の物品について役務を行い、これを国に引き渡すことを

約し、国がこれにその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(4) 試作研究請負契約

装備庁が技術研究開発等を行うために、契約相手方が試作品を製造し、その所有権及び占有権を国に移転することを約し、国がその代金を支払うことを約する契約をいいます。

(5) 賃貸借契約

契約相手方が、契約物品を国に使用させることを約し、国がその代金を支払うことを約する契約をいいます。

5 中央調達に係る契約の特色

中央調達に係る契約の特色として、

- ・ 自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務をその対象としているため、その用途が特殊であり、市販性が少なく、契約の相手方が特定の企業に限定されることが少なくないこと
 - ・ 仕様内容が複雑・高度であるため最先端技術等を必要とするものがあること
 - ・ 契約期間が長期にわたり、契約金額も高額なものが多い傾向にあること
 - ・ 製造に当たり各種法令の適用を受け、許可等を必要とする場合があること
- などが挙げられます。このほか多量の装備品等の調達では、複数落札入札制度¹²が認められていることなどが挙げられます。

6 中央調達に係るその他の施策

(1) FMS¹³調達

FMS 調達は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づいて、装備品等及び役務を日米両政府間の直接取引によって調達するものです。この調達においては、取引の条件、手段等が、米国政府の方針、規制

¹² 複数落札入札制度：一時に多量の装備品等の調達を行うために、一般競争又は指名競争を行うに当たり、単価と希望数量を入札させ、予定価格の範囲内で低価の入札者から順次必要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法で、現在のところ燃料等の契約に適用されています。

¹³ FMS：Foreign Military Sales の略で、米国が武器輸出管理法に基づき、同盟諸国等に対して有償で行う軍事援助をいいます。

等に従って定められていることがあり、一般的な商取引による契約とは性格を異にしています。

(2) 特定調達契約¹⁴

「政府調達に関する協定(昭和56年1月1日発効)」の現行協定の適用範囲の拡大等を目的に、平成24年3月に「政府調達に関する協定を改正する議定書」が採択され、我が国は平成26年3月に受諾し、ある一定額(15万SDR¹⁵)以上の特定調達物品等については、入札等に関して他の締約国の供給者に対しても門戸を開放しています。

防衛省における調達では、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な物品等については、この協定は適用除外となりますが、電気機器、需品、医療用器材及び施設器材等の一部の物品にその対象となるものがあり、随時、官報に公告又は公示して入札等を行っています。

(3) 中小企業者の受注機会の確保

装備庁が行う調達については、中央調達機関としての性格から、火器、弾薬、艦船、武器車両、航空機といった主要装備品等の占める額が多く、これらについては、中小企業者の受注対象としてはなじみにくいものが多い傾向にあります。

しかしながら、装備庁としても、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)及び毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の趣旨に沿って官公需相談窓口の設置、調達予定品目の公表などをして、中小企業者の受注機会の確保に努めているところです。

¹⁴ 特定調達契約:「政府調達に関する協定」に基づき、調達を実施するため、国の締結する契約のうち、この協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いを定めた「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)の規定が適用される調達契約をいいます。

¹⁵ SDR: Special Drawing Rights(特別引出権) IMF加盟の主要国通貨の為替相場の加重平均により算定された単位をいいます。

第5章 原価計算

1 予定価格

(1) 予定価格

国の契約は、歳出予算¹⁶、国庫債務負担行為¹⁷、継続費¹⁸の負担権限に基づいて行わなければならない、その際、契約担当官等は、契約金額を決定する基準として予め作成する見積価格である、予定価格を算定します。予定価格は、適正かつ合理的に算定され、契約金額決定の基準とする最高制限価格としてだけでなく、入札価格の適正性を判断する尺度としての役割も持っています。

中央調達における原価計算業務は、この予定価格を算定するために行われるものです。予定価格は、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)において、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない(同令第80条第2項)とされています。

防衛省においては、適正価格で調達を行うために、予定価格の算定に必要な基本事項について、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)を定めています。さらに、「防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令」(平成27年防衛装備庁訓令第35号)及び「防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について」(装管原第277号。平成27年10月1日)を定めて、業務処理の適正化・円滑化を図っています。

なお、予定価格は、その性質上、部外に漏洩しないよう厳格に保持するとともに、開札後においても、入札不調、契約不成立等の事態や今後の契約において予定価格を推察されるおそれがあるため、一部の例外を除き公開してはならないことになっています。

¹⁶ 歳出予算：一会計年度における一切の支出をいいます。

¹⁷ 国庫債務負担行為：国が金銭給付を内容とする債務を負担する行為をいいます。

¹⁸ 継続費：国が工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、経費の総額及び年割を定め、数年度にわたり支出する予算をいいます。

(2) 予定価格の算定

予定価格は、計算価格（予定価格の決定の基準とする価格として計算される見積価格）を基準として定めることとされ、計算価格の計算は、調達物品等の需給の状況、数量、納期等を考慮することとされています。

計算価格を計算する方式には、市場価格方式と原価計算方式があります。

市場価格方式とは、市場価格等を基準とする計算方式であり、市場価格とは、一般に、競争市場における需要と供給の関係、すなわち、売手と買手によって合意された物の価値を貨幣で表したものをいいます。

一方、原価計算方式は、市場価格方式により難しい場合に適用する計算方式で、生産費用を構成要素ごとに積み上げた製造原価に適正利益等を付加して計算価格を計算する方式です。

中央調達で取り扱う調達物品等には、特殊な仕様のもが多く、市場価格が存在しないことなどから、予定価格を原価計算方式によって算定する場合が少なくありません。

両方式の計算項目と構成要素を図解すると、次頁のとおりとなります。

(市場価格方式の場合)

(原価計算方式の場合)

品 代			直接材料費 ¹⁹	製造原価				
			直接労務費 ²⁰					加工費
			製造間接費 ²¹					
			直接経費 ²²					総原価
手 数 料 ²³	裸 価 格	計 算 価 格		一般管理及び販売費 ²⁴	裸 価 格	計 算 価 格		
				販売直接費 ²⁵				
				技術提携費 ²⁶				
販売直接費 ²⁵				利 子 ²⁷				
				利 益 ²⁸				
				コスト変動調整分				
	梱 包 費				梱 包 費			
	輸 送 費				輸 送 費			

¹⁹ 直接材料費：製品の製造に伴って直接発生する素材費、原料費(中間製品を含む。)、部品費等の主要材料費をいいます。

²⁰ 直接労務費：製品の製造に伴って発生する直接工の直接作業時間に対する賃金及び諸手当をいいます。

²¹ 製造間接費：製品の製造に伴い、他製品と共通に発生する費用で、「工場消耗品費、補助材料費等の間接材料費」、「間接工の賃金及び諸手当、直接工の間接作業に対する賃金及び諸手当等の間接労務費」及び「減価償却費、電力料等の間接経費」を製品の用役に応じて配賦した費用をいいます。

²² 直接経費：製品の製造に伴って発生する費用で、直接材料費及び直接労務費のほか、直接に賦課することが適当なものをいいます。

²³ 手数料：一般管理及び販売費、利子並びに利益の総額をいいます。

²⁴ 一般管理及び販売費：事業全般の管理及び販売に関して発生する共通的費用をいいます。

²⁵ 販売直接費：販売に伴って発生する費用で、工業所有権使用料、販売手数料及びその他特別の費用を要すると認められ、かつ、一般管理及び販売費以外の費用として直接に賦課することが適当と認められる費用をいいます。

²⁶ 技術提携費：ライセンス料、ロイヤルティ、ライセンス元からの技術情報提供及び技術支援に要する費用をいいます。

²⁷ 利子：調達物品等の製造、販売その他当該契約の給付の達成のために必要な資本に対する費用をいいます。

²⁸ 利益：調達物品等の製造、販売その他当該契約の給付の達成のための報酬、危険負担に対する補償の費用及び価格の低減に対する報奨の額をいいます。

(注) 上記計算価格は消費税抜き価格を示します。

2 原価資料調査

予定価格の算定は、標準数値²⁹によることが基本となります。この標準数値は、市場価格等の調査及び企業の原価等の分析・検討の上設定されるもので、このため、中央調達においては、次のような調査を行っています。

(1) 価格調査

価格調査は、予定価格の算定に適用される価格資料を得るため、装備品等に係る市場価格や当該市場価格の変動に関連する経済指標等について、調査品目や調査項目を定めて調査するものです。

(2) 経費率調査

経費率調査は、当該装備品等の原価計算方式による計算価格の計算に適用する直接労務費、製造間接費、一般管理及び販売費、利子、利益の計算に用いる数値を決定するため必要と認められる事業等の経費率³⁰の実態を調査するものです。

(3) 原価調査

原価調査は、調達品の次回以降の調達に対する予定価格の算定に必要な資料を得るために、履行が完了した契約の発生原価の全部又は一部を確認するための調査を行うものです。

(4) 資料調査

資料調査は、予定価格の算定に当たって、契約の相手方から徴取した見積書類等の内容を確認するために調査するものです。

また、装備品等の予定価格の算定に適用する工数の適正性の評価能力を高めるため、防衛省の全調達機関の工数を集計し、工数をマクロ的にチェックするシステムを導入しています。

3 原価監査

原価監査は、契約相手方が契約の履行のために支出又は負担をした費用が原価

²⁹ 標準数値：直接材料の消費量の計算に適用する数値（例：歩留率）、直接材料の消費価格（例：市場価格）、経費率の計算式において使用する標準的な数値をいいます。

³⁰ 経費率：賃率、製造間接費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいいます。

として妥当であるか否かを審査し、契約代金を確定するものです。

原価監査を行う契約は、超過利益返納条項付契約、中途確定条項付契約及び履行後確定条項付契約です。

原価監査の実施に当たっては、契約条項等（契約条項及び契約条項に添付された計算基準その他の契約関係書類）に基づき、契約相手方において発生した実際原価³¹又は実際価格³²に関する諸記録を調査し、必要に応じ、事実を確認して、当該実際原価又は実際価格の適否の審査をしています。

原価監査の結果は、原価監査報告書として支出負担行為担当官等に報告され、契約代金の確定資料とされます。

原価監査は、「防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令」（平成27年防衛装備庁訓令第36号）、「防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令に係る事務要領について」（装管原第278号。平成27年10月1日）及び「原価監査実施準則について」（装管原第288号。平成27年10月1日）に基づき行われます。

4 制度調査及び輸入調達調査

(1) 制度調査

防衛省としては、平成24年1月以降に相次いで発覚した防衛関連企業による過大請求事案を踏まえ、契約の相手方が提出等する資料について一層の信頼性を確保すべく、制度調査の改善を図り実効性を高めるための措置を講じているところです。

この制度調査は、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び

³¹ 実際原価：契約相手方が、自ら定める原価計算の実施に関する規定に基づいて契約履行のために支出し、又は負担した財貨の実際消費量をもって計算した原価をいいます。

なお、実績原価（原価監査官が実際原価を監査し、適正と認めた原価をいう。）とは明確に区分されています。

³² 実際価格：実際原価に契約条項等に規定する付加費用及び利益を加えた価額をいいます。

損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合その他これらに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査です。

また、制度調査は、継続的に経費率を算定している契約の相手方について、少なくとも5年に1回は、フロアチェック（作業現場において、作業員本人から作業内容について説明を聴取し、その聴取内容を契約の相手方の作業指示書、帳票類等と突合するなどして行う確認作業）を取り入れた「定期調査³³」を実施するとともに、「臨時調査³⁴」についても積極的に実施しています。

（2） 輸入調達調査

輸入調達調査は、輸入品等に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システムの適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約の相手方が提出し、又は提示した請求書等との整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査です。

また、輸入調達調査は、継続的に1億円以上の契約を締結している契約の相手方について、少なくとも5年に1回は定期調査を実施するとともに、必要があると認める場合には臨時調査を実施することとしています。

³³ 定期調査：日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を契約の相手方に十分な猶予を持って通知して行う調査をいいます。

³⁴ 臨時調査：日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を契約の相手方に開始時に通知して行う調査をいいます。

第6章 監督・検査

1 監督・検査の意義

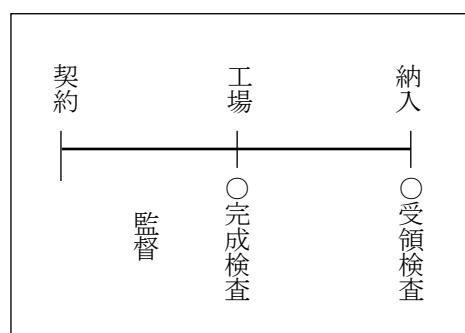
監督・検査は、「会計法」に基づき、契約の適正な履行を確保するための手段です。

監督は、通常、製造又は役務の請負契約の履行過程において、必要な立会、工程管理、材料・部品等の審査又は試験、細部設計書の審査・承認等の方法により、検査では確認できない部分について、契約物品に対する要求事項が確実に具現されるよう要時要点に対して行うものであり、これによって、納期までに満足し得るものを確実に取得できることとなります。

検査は、契約履行の最終段階において、給付の完了を確認するために行われるものであり、防衛省では、これを完成検査と受領検査に分けて実施しています。

監督と検査の関係は右図のとおりです。

特に、防衛装備品は、複雑高度なものが多いため、後述する3つの方式を要求内容に応じて選択し、監督・検査の効率的、効果的な実施に努めています。



(1) 完成検査

完成検査は、契約物品が納入場所に送られるのに先立ち、契約相手方の工場等において品質を確認するために行う検査で、契約物品が契約書、仕様書等の要求事項に合致するか否かを判定するために行われます。

完成検査で合格と判定されると完成検査合格証が交付されます。しかし、完成検査に合格しても、受領検査において合格と判定されなければ、契約に基づく給付の完了とはなりません。

(2) 受領検査

受領検査は、契約物品が納入場所に搬入された後、納入場所において、契約物品が契約書、仕様書等の要求事項に合致するか否かを判定するために行われます。

受領検査には、数量及び輸送中の事故の有無のみを確認する検査と部隊等において据付調整等を要する装備品等について、品質及び数量の確認を行う検査の2方式があり、前者が大部分となっています。

2 監督・完成検査の方式

監督・完成検査には、直接監督・完成検査方式、品質証拠監督・完成検査方式及び資料監督・完成検査方式の3方式があります。

(1) 直接監督・完成検査方式

材料、部品及び半製品又は調達品等について、直接に検査又は試験をして要求事項に合致しているか否かを確認し、合否の判定を行う方式をいいます。

(2) 品質証拠監督・完成検査方式

仕様書において品質管理方式³⁵による製造、修理等が要求されている場合に適用される方式であり、契約相手方が品質管理方式を適用した材料、部品及び半製品等又は調達品等に対して品質証拠の審査を行うことによって、当該調達品が仕様書の要求事項に合致しているか否かを確認し、合否の判定を行う方式をいいます。

(3) 資料監督・完成検査方式

材料、部品及び半製品又は調達品等について、国の機関又はこれに準ずる機関が検定等に基づき品質を保証している場合、「装備品等の製造設備等の認定に関する訓令」に基づき製造設備等の認定が行われている場合又は品質、契約相手方の技術水準等が一定の基準に達しており、かつ、契約上取替え等が担保されている場合において、その契約相手方から、提出された品質保証資料等を審査して仕様書の要求事項に合致しているか否かを確認し、合否の判定を行う方式をいいます。

3 監督・検査の実施

監督・検査は、監督・検査に関する手続、手法、評価基準等を定めた関係規程類、契約書、仕様書等に基づき、支出負担行為担当官の補助者として任命された

³⁵ 品質管理方式：品質管理方式には、防衛省仕様書（DSP）によるもの及び国際規格（ISO規格。翻訳したものをJIS規格としている。）によるものがあります。

監督官及び検査官が実施しています。

中央調達に係る監督官又は検査官に充てられる職員は、下表のとおりです。

監督官		防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員。ただし、特別の理由がある場合は部隊等に所属する職員
検査官	完成検査	防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員。ただし、特別の理由がある場合は部隊等に所属する職員
	受領検査	調達品等を契約履行の場所に送付する場合にあっては当該調達品等の送付を受ける部隊等に所属する職員、その他の場合にあっては防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員

また、監督・検査に加えて、品質向上のための体制強化の一環として、平成17年度から、品質監査の制度が設けられ、防衛装備庁の職員がこれを実施しています。品質監査は、監督の一部として、契約相手方の品質確保の活動に対し監査を行うものであり、品質情報の不具合分析を基に計画的に行う「計画品質監査」、必要に応じて随時に行う「特別品質監査」、契約相手方の品質管理に係る資料の信頼性を確認するために行う「品質信頼性確認」に区分されます。なお、品質信頼性確認は、平成25年6月に発覚した製品試験結果改ざん等の事案を受け、その再発防止策の一環として、平成26年7月から実施しており、主として、検査記録改ざんの有無、検査手順書等の適正性及び不適合製品の管理状況についての監査を重点的に行っています。

これら品質監査の実施により、不具合の発生を未然に防止するとともに、調達品等の品質の改善を図ることとしています。

受領検査は、通常、装備品等の受領部隊等が行っているほか、工場を納入場所とする場合には、当該工場を管轄する地方防衛局が行っています。

また、監督・完成検査は、対象品目ごとに、次のような監督・検査方式により実施しています。

(1) 一般装備品及び船舶等

一般装備品（火器、通信器材、弾火薬類、需品、機械、車両等）及び船舶等の監督・完成検査は、主として直接監督・完成検査方式によるほか、品質証拠監督・完成検査方式及び資料監督・完成検査方式で実施しています。

(2) 航空機等

航空機等の監督・完成検査には、品質証拠監督・完成検査方式と資料監督・完成検査方式があり、品質証拠監督・完成検査方式は製造請負契約の大部分に、資料監督・完成検査方式は売買契約に適用しています。

(3) 誘導武器等

誘導武器等の監督・完成検査は、主として品質証拠監督・完成検査方式によって行っていますが、一部の構成品については、直接監督・完成検査方式又は資料監督・完成検査方式で実施しています。

(4) FMS物品

FMS物品は、原則として、米国内の米軍補給廠又は米国製造業者の工場
で、米軍が検査の上、輸送代行業者³⁶に引き渡されることになっており、当該
物品の受領検査は、受領する部隊等が行っています。

³⁶ 輸送代行業者：FMS物品の受渡場所（米軍補給廠、米国製造業者の工場）で米国政府から引き取り、支出負担行為担当官の指定する引渡場所（例えば京浜港）まで輸送を行う業者をいいます。

第7章 装備品等の製造・修理企業の保全に係る業務

1 秘密保全

防衛産業の秘密保全に関する事項については、以下のページに掲載しております。

<https://www.mod.go.jp/atla/industrialsecurity/index.html>

2 情報セキュリティ

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準については、以下のページに掲載しております。

<https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html>

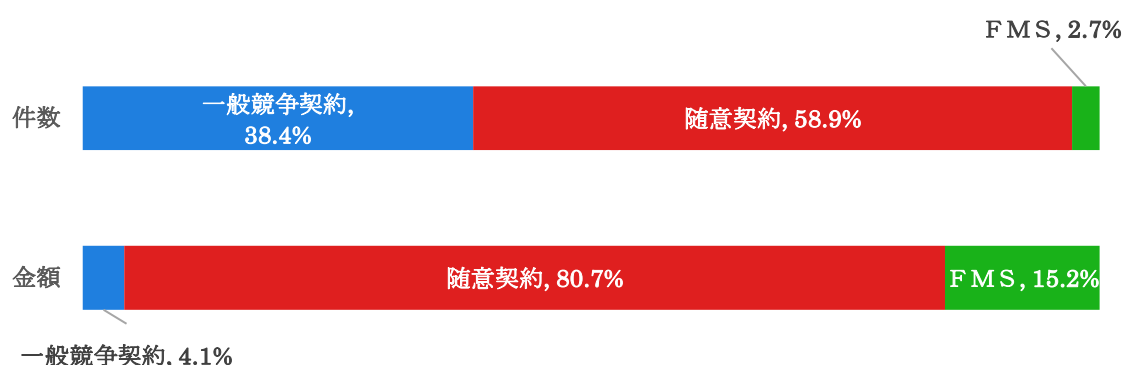
第8章 資料編（中央調達令和6年度分実績）

1 契約方式別契約実績

（単位：件、億円）

	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	FMS	計
件数	3,072	0	4,710	212	7,994
金額	2,354	0	46,755	8,834	57,943

※金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

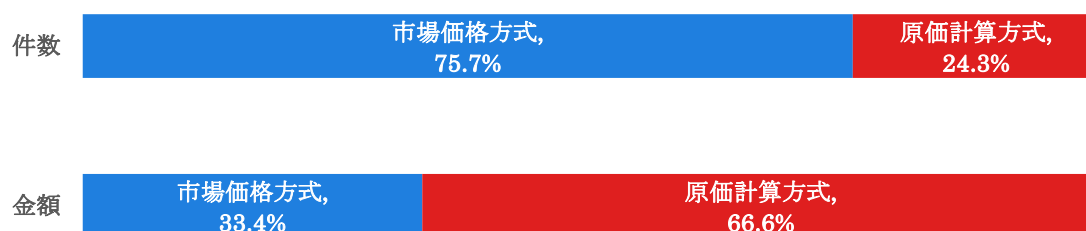


2 予定価格算定方式別契約実績

（単位：件、億円）

	市場価格方式	原価計算方式	計
件数	6,053	1,941	7,994
金額	19,350	38,593	57,943

※金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。



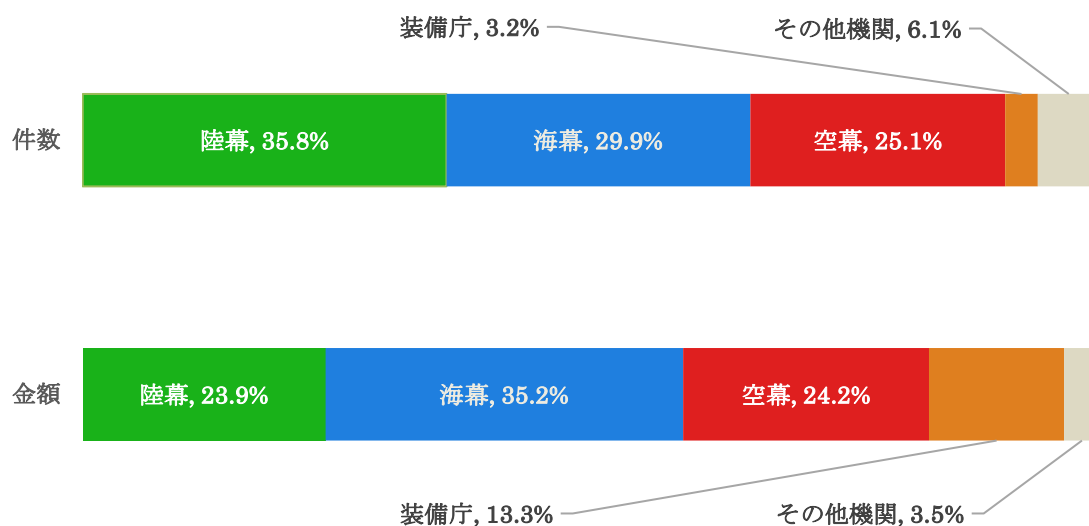
3 要求機関別調達実績

(単位：件、億円)

	件数	金額
陸幕	2,860	13,861
海幕	2,387	20,380
空幕	2,003	14,003
装備庁	257	7,678
その他機関	487	2,021
計	7,994	57,943

※金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

※その他機関とは、内局、防研、統幕、情本、監本及び地防局等をいう。



4 物別官室別調達実績

(単位：件、億円)

	件数	金額
需品調達官	3,052	2,643
試作・基盤強化措置室	150	5,842
機械車両室	907	1,314
武器調達官	249	1,976
弾火薬室	188	924
電子音響調達官	504	5,098
通信電気室	1,112	2,156
電子計算機室	339	4,059
艦船調達官	179	6,153
誘導武器室	119	8,354
航空機調達官	81	6,592
航空機部品器材室	423	1,304
輸入調達官	367	2,691
有償援助調達室	324	8,835
計	7,994	57,943

※金額は、四捨五入によっているもので計と符合しないことがある。

5 主要調達品目

(金額単位：億円)

要求機関	品目	数量	金額	契約相手方
陸幕	輸送ヘリコプターCH-47JA	12機	1,611	川崎重工業株式会社
	12式地对艦誘導弾能力向上型	1式	1,047	三菱重工業株式会社
	多用途ヘリコプターUH-2	16機	392	株式会社SUBARU
	03式中距離地对空誘導弾(改善型)	1式	359	三菱電機株式会社
	広帯域多目的無線機(野外交信システムの更新)	1式	191	日本電気株式会社
海幕	イージス・システム搭載艦1番艦の製造(その3)	1隻	1,397	三菱重工業株式会社
	イージス・システム搭載艦2番艦の製造(その2)	1隻	1,324	ジャパンマリンユナイテッド株式会社
	護衛艦(4,800トン型)	2隻	796	三菱重工業株式会社
	補給艦(14,500トン型)	1隻	720	三菱重工業株式会社
	イージス・システム構成品等の整備	1式	653	米海軍省
空幕	F-35A/B戦闘機	1式	2,668	米空軍省
	F-35 ALGSの態勢整備	1式	815	米空軍省
	地对空誘導弾ペトリオット再保証弾	-	754	三菱重工業株式会社
	CH-47J輸送ヘリコプター	5機	714	川崎重工業株式会社
	RC-2	1機	444	川崎重工業株式会社
装備庁	島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)(その2)	1式	838	三菱重工業株式会社
	次期戦闘機(その5)(1)	1式	678	三菱重工業株式会社
	極超音速誘導弾の研究試作(その2)	1式	629	三菱重工業株式会社
	GPIの共同開発(その1)(1)	1式	560	三菱重工業株式会社
	極超音速燃焼風洞試験装置(その2)	1式	549	三菱重工機械システム株式会社
その他	民間船舶の運航・管理事業(旅客船)	1式	304	高速マリン・トランスポート2株式会社
	地理空間情報支援システム用電算機(次期本体部)の器材借上(06新規)	1式	154	日本電気株式会社
	総合解析システム用器材借上(06換装)	1式	120	日本電気株式会社

※初度費契約を除く。

6 契約相手方別契約高順位（上位20社）

（単位：件、億円）

順位	契約相手方	件数	金額	主な調達品
1	三菱重工業株式会社	238	14,567	イーゼス・システム搭載艦1番艦の製造（その3） 12式地对艦誘導弾能力向上型 島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）（その2）
2	川崎重工業株式会社	133	6,383	輸送ヘリコプターCH-47JA CH-47J輸送ヘリコプター P-1固定翼哨戒機
3	三菱電機株式会社	139	4,956	シースパローミサイルRIM-162ブロックII 統合装備計測評価システム（その1） 03式中距離地对空誘導弾（改善型）
4	日本電気株式会社	282	3,117	自動警戒管制システム等（06機能付加等） 広帯域多目的無線機（野外交信システムの更新） 野外交信システム
5	富士通株式会社	144	1,736	MS11オープン系システム用器材の借上（06増設）（その1） 陸自クローズ系クラウド基盤借上（06換装） 海自ロジスティクス基盤システムの借上（06新規）
6	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	3	1,614	イーゼス・システム搭載艦2番艦の製造（その2） 掃海艦（209） 輸送艇（2051、2052、2053）
7	東芝インフラシステムズ株式会社※	93	1,569	11式短距離地对空誘導弾 機上電波測定装置 移動型電波測定装置
8	株式会社日本製鋼所	46	1,206	将来レールガン（その3）の研究試作 装輪装甲車（人員輸送型）AMV MK25キャニスタ
9	伊藤忠アビエーション株式会社	44	971	JSM 高性能20mm機関砲 CH-47JA（機体）用初度部品（輸入・その9）
10	株式会社日立製作所	98	798	機雷捜索用水中無人機（小型）OZZ-7 情報本部共通基盤の器材借上（06換装） 掃海艦ソーナーシステムOQQ-10-5

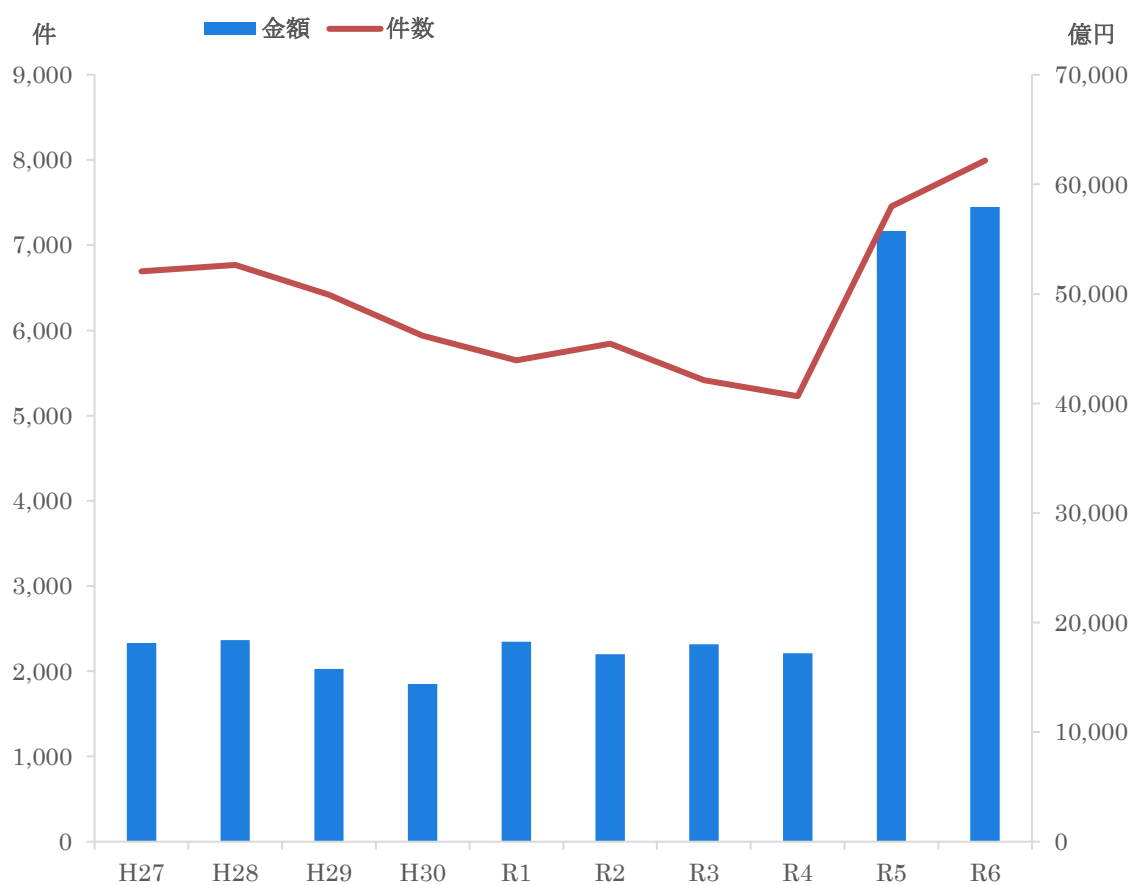
順位	契約相手方	件数	金額	主な調達品
11	沖電気工業株式会社	46	691	MS11クローズシステム用器材の借上(中程拠点)(06更新) ソノブイ HQS-13H-() 将来潜水艦用ソナー装置(その3)
12	株式会社SUBARU	32	595	多用途ヘリコプターUH-2 T-5初等練習機 UH-1J機体定期修理及び機体改修
13	株式会社IHI	28	578	次期戦闘機(その5)(2)次期戦闘機用エンジンシステム(その4) P-1用エンジン(F7-10・搭載用) T-4用エンジン・オーバーホール(F3-IHI-30B)
14	三菱重工機械システム株式会社	1	549	極超音速燃焼風洞試験装置(その2)
15	三井物産エアロスペース株式会社	14	418	USV(供試器材) 自己防護装置(CH-47JA用)(輸入) CH-47J用搭載電子機器 初度部品(輸入・その3)
16	ENEOS株式会社	70	345	航空タービン燃料JP-5(免税) 航空タービン燃料Jet A-1
17	中川物産株式会社	146	340	航空タービン燃料Jet A-1 軽油2号(艦船用)(免税) 重油特種1号
18	高速マリン・トランスポート2株式会社	1	304	民間船舶の運航・管理事業(旅客船)
19	ダイキン工業株式会社	35	269	将来EMP装備適用技術の研究試作(2)EMP弾頭II型 00式120mm戦車砲用演習弾 10式120mm装弾筒付翼安定徹甲弾
20	株式会社小松製作所	23	256	120mmTKG、JM12A1対戦車りゅう弾 120mmM、JM1りゅう弾、信管なし 155mmH、M107りゅう弾

※令和7年4月1日付で株式会社東芝へ統合

7 防衛装備庁中央調達実績

(単位：件、億円)

	件数	金額
平成27年度	6,693	18,126
平成28年度	6,767	18,397
平成29年度	6,418	15,764
平成30年度	5,938	14,402
令和元年度	5,649	18,243
令和2年度	5,846	17,121
令和3年度	5,417	18,031
令和4年度	5,228	17,208
令和5年度	7,455	55,737
令和6年度	7,994	57,943



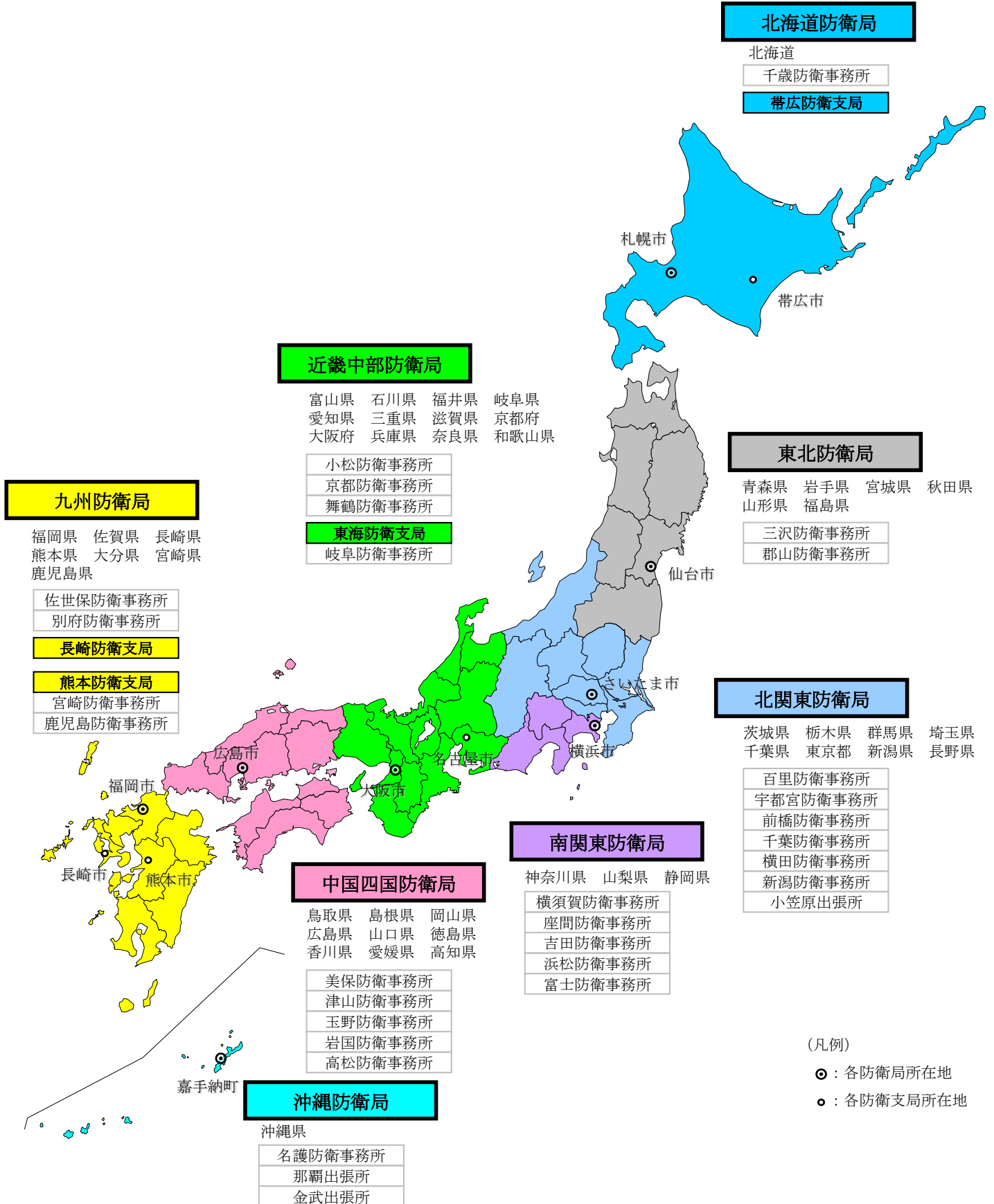
8 防衛装備庁及び地方防衛局所在地一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
防衛装備庁	162-8860	東京都新宿区市谷本村町5-1	(03)3268-3111 (03)5366-3111
※北海道防衛局	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎内	(011)272-7578
千歳防衛事務所	066-0042	北海道千歳市東雲町3-2-1	(0123)23-3145
帯広防衛支局	080-0016	北海道帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎内	(0155)22-1181
東北防衛局	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎内	(022)297-8209
三沢防衛事務所	033-0012	青森県三沢市平畑1-1-31	(0176)53-3116
※郡山防衛事務所	963-0201	福島県郡山市大槻町字長右エ門林1 陸上自衛隊郡山駐屯地内	(024)961-7681
北関東防衛局	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館内	(048)600-1800
※装備部装備企画課	114-8564	東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地内	(03)3908-5121
※装備部装備第1課	114-8564	東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊十条駐屯地内	(03)3908-5121
※装備部装備第2課	183-8521	東京都府中市浅間町1-5-5 航空自衛隊府中基地内	(042)362-2971
百里防衛事務所	311-3423	茨城県小美玉市小川1853-2	(0299)58-2220
※宇都宮防衛事務所	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎内	(028)638-1384
前橋防衛事務所	371-0026	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎内	(027)221-5351
千葉防衛事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎内	(043)221-3541
横田防衛事務所	197-0003	東京都福生市熊川864	(042)551-0319
新潟防衛事務所	950-0954	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館内	(025)285-1120
小笠原出張所	100-2101	東京都小笠原村父島字東町152 小笠原総合事務所内	(04998)2-2025
※南関東防衛局	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内	(045)211-7100
横須賀防衛事務所	238-0005	神奈川県横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎内	(046)822-2254
座間防衛事務所	242-0004	神奈川県大和市鶴間1-13-2	(046)261-4332
吉田防衛事務所	403-0032	山梨県富士吉田市上吉田東1-10-22	(0555)22-4121
浜松防衛事務所	430-0929	静岡県浜松市中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎内	(053)453-8958
富士防衛事務所	412-0042	静岡県御殿場市萩原606	(0550)82-1622

※近畿中部防衛局	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館内	(06)6945-4951
※装備課（神戸分室）	651-0073	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎内	(078)261-5020
小松防衛事務所	923-0993	石川県小松市浮柳町ヨ21 小松空港庁舎内	(0761)24-1690
京都防衛事務所	604-8482	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎内	(075)812-1887
※舞鶴防衛事務所	625-0087	京都府舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部内	(0773)62-0305
※東海防衛支局	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館内	(052)952-8221
※岐阜防衛事務所	504-8701	岐阜県各務原市那加官有無番地 航空自衛隊岐阜基地内	(058)383-5935
※中国四国防衛局	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館内	(082)223-8284
美保防衛事務所	683-0067	鳥取県米子市東町124-16 米子地方合同庁舎内	(0859)34-9363
津山防衛事務所	708-0006	岡山県津山市小田中1303-9	(0868)22-7516
※玉野防衛事務所	706-0012	岡山県玉野市玉4-1-6 立石ビル内	(0863)21-3724
岩国防衛事務所	740-0027	山口県岩国市中津町2-15-7	(0827)21-6195
高松防衛事務所	760-0019	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎内	(087)823-1331
九州防衛局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎内	(092)483-8811
佐世保防衛事務所	857-0041	長崎県佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎内	(0956)23-3157
別府防衛事務所	874-0000	大分県別府市大字別府3051-1	(0977)21-0215
※長崎防衛支局	850-0862	長崎県長崎市出島町2-25	(095)825-5303
熊本防衛支局	862-0901	熊本県熊本市東区東町1-1-11	(096)368-2171
宮崎防衛事務所	880-0816	宮崎県宮崎市江平東2-6-35 宮崎地方法務局分室内	(0985)55-0277
鹿児島防衛事務所	892-0846	鹿児島県鹿児島市加治屋町13-4 MAX加治屋町ビル5階	(099)219-9055
※沖縄防衛局	904-0295	沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9	(098)921-8131
名護防衛事務所	905-2171	沖縄県名護市字辺野古1007-145	(0980)50-0326
那覇出張所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎内	(098)941-7650
金武出張所	904-1202	沖縄県国頭郡金武町字伊芸76-1	(098)968-3100

※装備品等の検査等を担当する部署

9 地方防衛局の管轄区域



装備品調達に係る事務に関する管轄区域

